

永平寺町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月12日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第1号

永平寺町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町企業立地促進条例施行規則(平成18年規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「操業開始時」を「助成金適用認定を受けた日」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 5 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社と同項第3号に規定する子会社で発行済株式の全てを親会社に所有されている子会社が共同で、交付対象となる事業を実施する場合は、当該親会社と子会社連名で助成金の適用認定を受けるものとする。

第4条第1項に次の1号を加える。

(11) 親会社が子会社の発行済株式の全てを所有していることを証する書類(親・子会社共同申請の場合)

別表第1用地取得助成金の項中「操業時」を削り、「転売」の次に「及び譲渡」を加え、同表雇用促進助成金の項【3】の欄中「操業時」を「助成金適用認定を受けた日」に改める。

別表第1雇用促進助成金の項【5】の欄、施設設置助成金の項、機械設備等設置助成金の項及び環境施設整備助成金の項中「操業時」を削る。

別表第3用地取得費助成金の項中「1年」の次に「6箇月」を加え、同表雇用促進助成金の項中「を経過する日から起算して3箇月以内」を「6箇月以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。